

## 政令番号222 フェノチオカルブ

### 各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成25年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県		3.5E+1						35.0
23	愛知県		2.5E+2						245.0
24	三重県		3.5E+1						35.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県		3.5E+1						35.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県		2.1E+2						210.0
37	香川県		3.5E+1						35.0
38	愛媛県								
39	高知県		3.5E+1						35.0
40	福岡県		3.5E+1						35.0
41	佐賀県		8.1E+2						805.0
42	長崎県								
43	熊本県		1.8E+2						175.0
44	大分県		3.5E+1						35.0
45	宮崎県		7.0E+1						70.0
46	鹿児島県		3.5E+1						35.0
47	沖縄県								
	全国		1.8E+3						1,785.0